国際海事機関海洋環境保護委員会の判定に基づき環境大臣が指定する物質

発令　：平成18年12月15日号外環境省告示第148号
最終改正：令和5年7月10日号外環境省告示第52号

一　海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令（昭和四十六年政令第二百一号。以下「令」という。）別表第一第一号ロの規定に基づき海洋環境の保全の見地からX類物質と同程度に有害であるものとして環境大臣が指定する物質は、次の表の上欄に掲げるとおりとし、令別表第一各号ニの規定に基づき環境大臣の定める係数は、次の表の上欄の物質ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

物質	係数
(1)　N―（二―アミノエチル）―二―アミノエタノール、トール油脂肪酸及び硫酸ジエチルの反応生成物（他の海洋環境の保全の見地から有害である物質又は有害でない物質と混合している状態で輸送されるものに限る。）	一〇、〇〇〇
(2)　アルキルフェノール（アルキル基の炭素数が十二のものを含む炭素数が十から十八までのものの混合物に限る。）	二五、〇〇〇
(3)　二―アルキル―一―ベンジル―四・五―ジヒドロ―一―ヒドロキシエチル―イミダゾリウムクロリド（他の海洋環境の保全の見地から有害である物質又は有害でない物質と混合している状態で輸送されるものに限る。）	一、〇〇〇
(4)　アルキル―一―ベンジル―ピリジニウムクロリド（アルキル基の炭素数が一又は二のもの及びその混合物に限る。）（他の海洋環境の保全の見地から有害である物質又は有害でない物質と混合している状態で輸送されるものに限る。）	一、〇〇〇
(5)　アルキルベンゼン（アルキル基の炭素数が三から十一までのものの混合物に限る。）並びにアクリレートポリマー及びフェノールホルムアルデヒドポリマーの混合物の混合物（アクリレートポリマー及びフェノールホルムアルデヒドポリマーの混合物の濃度が三十三重量パーセント以下のものに限る。）	二五、〇〇〇
(6)　ジエチレントリアミン及びトール油脂肪酸の反応生成物	一、〇〇〇
(7)　一―（フェニルメチル）―ピリジニウムアルキル誘導体塩化物（濃度が三十重量パーセント以下のものに限る。）並びにノニルフェノールエトキシラート（濃度が十重量パーセント以下のものに限る。）のイソプロパ	一、〇〇〇

ノール（濃度が十五重量パーセント以下のものに限る。）を溶媒とする溶液及びメタノール溶液（濃度が三重量パーセント以下のものに限る。）の混合溶液	

二　令別表第一第二号ロの規定に基づき海洋環境の保全の見地からＹ類物質と同程度に有害であるものとして環境大臣が指定する物質は、次の表の上欄に掲げるとおりとし、令別表第一各号ニの規定に基づき環境大臣の定める係数は、次の表の上欄の物質ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

物質	係数
(1)　アクリルアミド及びアクリル酸ナトリウム塩の共重合体溶液（アクリルアミドとアクリル酸ナトリウム塩の重量比が七十対三十であるものに限る。）並びにイソアルカン（炭素数が十二以上のもの及びその混合物に限る。）及びシクロアルカン（炭素数が十二以上のもの及びその混合物に限る。）の混合物	一
(2)　アクリルアミド、二―アクリルアミド―二―メチル―一―プロパンスルホン酸ナトリウム、テトラエチレングリコールジアクリラート及びメチレンビスアクリルアミドの共重合体	一
(3)　アクリル酸、酸化エチレン、酸化プロピレン、四―ターシャリブチルフェノール、ホルムアルデヒド及び無水マレイン酸の共重合体のキシレン及びナフサを溶媒とする溶液（濃度が六十五重量パーセントのものに限る。）（他の海洋環境の保全の見地から有害である物質又は有害でない物質と混合している状態で輸送されるものに限る。）	
(4)　アクリル酸、ジエチレントリアミン及びトール油酸の反応生成物のエチレングリコール溶液（他の海洋環境の保全の見地から有害である物質又は有害でない物質と混合している状態で輸送されるものに限る。）	一
(5)　アビシニアガラシ油	一
(6)　アルキル（ベンジル）（ジメチル）アンモニウムの塩（アルキル基の炭素数が十二、十四、十六又は十八のもの及びその混合物に限る。）	一〇〇
(7)　アルミン酸ナトリウム溶液（他の海洋環境の保全の見地から有害である物質又は有害でない物質と混合している状態で輸送されるものに限る。）	一〇
(8)　イソプロピルアルコール、トール油（蒸留物に限る。）、ドデシルベンゼンスルホン酸錯体のナフサを溶媒とする溶液、ポリアルキレンポリアミン及びリノール酸二量体の混合物（他の海洋環境の保全の見地から有害である物質又は有害でない物質と混合してい	二五

る状態で輸送されるものに限る。）	
(9) エチレングリコールモノアルキルエーテル（濃度が三十一重量パーセント以下のものに限る。）、エチレングリコール（濃度が二十五重量パーセント以下のものに限る。）、エトキシ化アルコール（濃度が十五重量パーセント以下のものに限る。）、エトキシ化イミダゾリン（濃度が十重量パーセント以下のものに限る。）及び二―メルカプトエタノール溶液（濃度が五重量パーセント以下のものに限る。）の混合溶液	二五
(10) アルファオレフィン（炭素数が十二以上のものの混合物に限る。）	一
(11) ジエチレントリアミン五酢酸五カリウム塩溶液（濃度が四十重量パーセントのものに限る。）（他の海洋環境の保全の見地から有害である物質又は有害でない物質と混合している状態で輸送されるものに限る。）	一
(12) ジエチレントリアミン五メチレンホスホン酸アンモニウム塩溶液（濃度が六十重量パーセント以下のものに限る。）	一
(13) ジエチレントリアミン五メチレンホスホン酸五ナトリウム塩溶液（他の海洋環境の保全の見地から有害である物質又は有害でない物質と混合している状態で輸送されるものに限る。）	一

(14) 二・四―ジクロロフェノキシ酢酸コリン塩溶液	一
(15) 三―（三・五―ジ―ターシャリ―ブチル―四―ヒドロキシフェニル）プロピオン酸アルキルエステル（アルキル基の炭素数が七から九までのもの及びその混合物であって、他の海洋環境の保全の見地から有害である物質又は有害でない物質と混合している状態で輸送されるものに限る。）	一〇
(16) ジプロピレングリコールジベンゾアート（他の海洋環境の保全の見地から有害である物質又は有害でない物質と混合している状態で輸送されるものに限る。）	一〇
(17) 脂肪族アルコールエトキシラート燐酸塩（アルコールの炭素数が九から十一までのものの混合物に限る。）	一〇
(18) シンナムアルデヒド（他の海洋環境の保全の見地から有害である物質又は有害でない物質と混合している状態で輸送されるものに限る。）	一
(19) セスキオレイン酸ソルビタン	一
(20) 炭酸カリウム溶液（他の海洋環境の保全の見地から有害である物質又は有害でない物質と混合している状態で輸送されるものに限る。）	一
(21) トリエタノールアミン及びトール油酸の反応生成物（他の海洋環境の保全の見地から有害である物質又	一

は有害でない物質と混合している状態で輸送されるものに限る。）	
(22) ナトリウムメトキシド（他の海洋環境の保全の見地から有害である物質又は有害でない物質と混合している状態で輸送されるもの（濃度が二十一重量パーセント以上三十重量パーセント以下のメチルアルコール溶液を除く。）に限る。）	二五
(23) パーム油工場廃液精製油	一
(24) パーム油工場廃液精製油脂肪酸蒸留留出物	一〇
(25) 不飽和脂肪酸（炭素数が十八のものに限る。）及びジメチル硫酸により第四級化したトリエタノールアミンの反応生成物	一
(26) ヘキサオレイン酸ポリ（エチレングリコール）ソルビトールエステル	一
(27) ヘキサヒドロ―一・三・五―トリエタノール―一・三・五―トリアジン溶液	一〇
(28) ヘキサヒドロ―一・三・五―トリメチル―一・三・五―トリアジン溶液（濃度が四十五重量パーセント以下のものに限る。）	一〇
(29) ほう酸（他の海洋環境の保全の見地から有害である物質又は有害でない物質と混合している状態で輸送されるものに限る。）	二五

(30) ポリアルケンスルホン酸ナトリウム塩溶液（アルケニル基の炭素数が十六から十八までのものの混合物に限る。）	一〇〇
(31) ポリアルケンスルホン酸ナトリウム塩（アルケニル基の炭素数が二十から二十八までのもの及びその混合物に限る。）（他の海洋環境の保全の見地から有害である物質又は有害でない物質と混合している状態で輸送されるものに限る。）	一
(32) ポリエーテルのほう酸エステル（他の海洋環境の保全の見地から有害である物質又は有害でない物質と混合している状態で輸送されるものに限る。）	一〇
(33) ポリ（オキシエチレン）＝ドデシルエーテル硫酸ナトリウム塩溶液	一〇
(34) ポリオキシエチレンノニルフェニルエーテル燐酸エステル（他の海洋環境の保全の見地から有害である物質又は有害でない物質と混合している状態で輸送されるものに限る。）	一〇
(35) N・N′―メチレンビス（五―メチルオキサゾリジン）	二五
(36) 二―メルカプトエタノール	二五
(37) メルカプト酢酸（他の海洋環境の保全の見地から有害である物質又は有害でない物質と混合している	一

状態で輸送されるものに限る。）	
(38) 油脂の精製の際に使用された白土から回収される植物油（遊離脂肪酸の濃度が二十重量パーセント以下のものであつてヘキサンの濃度が一重量パーセント未満のものに限る。）	一
(39) 油脂の精製の際に使用された白土から回収される植物油の脂肪酸蒸留物	一〇
(40) ヨウ化カリウム（他の海洋環境の保全の見地から有害である物質又は有害でない物質と混合している状態で輸送されるものに限る。）	二五

三　令別表第一第三号ロの規定に基づき海洋環境の保全の見地からＺ類物質と同程度に有害であるものとして環境大臣が指定する物質は、次の表の上欄に掲げるとおりとし、令別表第一各号ニの規定に基づき環境大臣の定める係数は、次の表の上欄の物質ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

物　質	係　数
(1) 三―アミノプロピルトリエトキシシラン（他の海洋環境の保全の見地から有害である物質又は有害でない物質と混合している状態で輸送されるものに限る。）	○
(2) 塩化カルシウム溶液（濃度が三十五重量パーセント未満のものに限る。）	○
(3) 塩化ナトリウム溶液（濃度が三十重量パーセント未満のものに限る。）	○
(4) 魚副産物（生鮮のものに限る。）	○
(5) 水酸化コリン溶液	○
(6) トリエタノールアミンポリ燐酸エステルナトリウム塩溶液	○
(7) フィッシュサイレージ（ぎ酸の含有量が三重量パーセント以下であつて、酸化防止剤を含むものに限る。）	○
(8) ヘキサントリカルボニトリル	○
(9) ポリ（Ｌ―アスパラギン酸）のナトリウム塩水溶液（他の海洋環境の保全の見地から有害である物質又は有害でない物質と混合している状態で輸送されるものに限る。）	○
(10) マレイン酸及びアリルスルホン酸の共重合体のナトリウム塩並びにホスホン酸塩の混合溶液（他の海洋環境の保全の見地から有害である物質又は有害でない物質と混合している状態で輸送されるものに限る。）	○
(11) マレイン酸、アクリル酸、ビニルスルホン酸及びビニルホスホン酸重合体を含むナトリウム塩溶液並びにエチレング	○

リコール溶液の混合溶液	
(12)　五―（二―（メチルチオ）アルキル）イミダゾリジン―二・四―ジオン及び炭酸カリウムの中和反応生成物ろ液の濃縮物	○

四　令別表第一の二第十九号の規定に基づき海洋環境の保全の見地から有害でないものとして環境大臣が指定する物質は、次の表の上欄に掲げるとおりとし、令別表第一各号ニの規定に基づき環境大臣の定める係数は、次の表の上欄の物質ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

物　質	係数
(1)　アクリル酸及びジアリルジメチルアンモニウムクロライドの共重合体のナトリウム塩水溶液（分子量が千五百から四千までのもの及びその混合物であって、他の海洋環境の保全の見地から有害である物質又は有害でない物質と混合している状態で輸送されるものに限る。）	○
(2)　酸化ビスマス（他の海洋環境の保全の見地から有害である物質又は有害でない物質と混合している状態で輸送されるものに限る。）	○